

決議案第2号

白河市議会ハラスメント防止条例検討特別委員会設置に関する決議

1. 本市議会に委員10名程度から成る特別委員会を設置するものとする。
2. 本特別委員会は、議員によるハラスメントを未然防止し根絶することにより、市民から信頼される議会の実現を図るため、ハラスメント防止条例案を策定する。
3. 本特別委員会は、第2項に掲げる事項が終了するまで、閉会中もなお継続して調査することができるものとする。

以上、決議する。

令和6年6月13日

福島県白河市議会